

成年後見制度を広く船橋市民に広め、市民後見人を養成する事業

【支援金確定額：145,435円 支援率：50%】

記入日：平成26年3月27日

■どのような活動をしている団体ですか？

成年後見制度は2000年に介護保険制度の発足に伴って発足しました。介護保険制度は広く浸透し利用されておりますが、成年後見制度は介護保険制度の普及に遥かに及ばない状況です。

成年後見制度は認知症等による判断能力の不十分な方の権利擁護として、身上監護と財産管理を主な目的とする制度です。現在認知症患者は462万人、その予備軍は400万人といわれており、高齢化が進むにしたがって増加し、親族後見、専門職後見では対応が難しい状態になっております。市民後見センターちば・船橋は、市民の方に後見制度について知ってもらうこと、後見を必要とする人の身近にあって、後見をしていくことを活動方針としております。



船橋市中部地域包括支援センターからの報告

■事業提案型支援金をどのように活用されましたか？

成年後見制度・入門編（船橋）を10月20日（日）に船橋東部公民館で開催しました。

また、市民後見人養成基礎講座（船橋）を11月16日（土）、17日（日）、30日（土）、12月1日（日）の4日間（26時間）生活協同組合パルシステム千葉船橋本部・4階会議室で開催しました。

そして、これらの広報媒体としてのチラシ作成、講座で使用するための、より分かりやすい成年後見制度・入門編資料及び市民後見人養成基礎講座資料（教材）を作成しました。



成年後見制度利用のための市長申立ての説明

■2年目となる事業提案型支援金を活用して事業を実施することで、どのような成果がありましたか？

①成年後見制度・入門編を行いました。講義の質問コーナーでは参加者から多くの質問があり、後見制度について、興味を持ってもらえ、理解してもらえたと思います。無料相談会では、1件の相談を受け付けました。

②市民後見人養成基礎講座を行いました。受講者は17名、修了者は15名でした。現職弁護士などの専門職の方、介護・福祉職の方、一般市民の方が受講されました。参加者は前年度より少なかったのですが、4日間（26時間）にわたる各講座終了時には多くの質疑応答がありました。参加者の質問内容が昨年度とは比較にならないほど高度で、かつ実務的で、成年後見の必要性が差し迫った方の参加になりつつあるものと思われま

■今後の活動の抱負について

平成23年度から市民後見人養成基礎講座（船橋）を行っており、平成26年度もこの講座を実施する予定であり、通算の修了者は100名を超えるかと思えます。このマンパワーを実際の後見受任に向けるべく、さらなるステップアップ講座の開催と、相談事業をすすめます。ステップアップ講座では実務を中心として学び、後見の受任に向けて進めていきます。また、一方で船橋市民に対し、より多くの方に成年後見制度について理解を進めていくべく、「成年後見制度の入門編」も開催していきます。

■問い合わせ先：事務局 渡邊 誠志（わたなべ せいじ）

TEL：047-357-2700

E-mail:chiba@shimin-kouken.com